

改正

平成21年3月27日規則第8号

平成22年3月31日規則第12号

平成24年7月6日規則第20号

令和2年3月31日規則第21号

令和3年3月30日規則第5号

令和3年3月30日規則第9号

令和6年2月22日規則第4号

令和7年10月14日規則第48号

令和7年12月26日規則第58号

坂出市建設工事指名競争入札における参加者資格基準等に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第2項の規定および坂出市契約規則（昭和40年坂出市規則第2号。坂出市下水道事業会計規則（令和2年坂出市規則第20号）第94条において準用する場合を含む。以下「契約規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、坂出市建設工事指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）における参加者資格基準および指名基準について、必要な事項を定める。

(対象工事)

**第2条** 指名競争入札に付する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事について、設計金額が3千万円未満のものとする。

(資格審査)

**第3条** 指名競争入札に参加しようとする者の資格審査は、等級別の格付を行うことによって、これを行う。

2 前項の資格審査は、建設業法第3条の規定による許可を受けた者のうち、同法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、建設工事入札参加資格審査申請をした者に対して行う。なお、審査基準日については市長が別に告示して定めるものとする。

3 第1項の格付は、前項の経営に関する客観的事項審査の総合点数（総合評定値（P点））に別に定める評価点数の合計を加算した評価点。以下「総合点数」という。）に応じ、別表に掲げる区

分に従い、それ以外の工事については実情に応じて行うものとする。

- 4 前項による等級別の格付は、坂出市工事請負等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受け、市長の承認を得て、契約規則第17条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登載するものとする。

（資格審査の申請）

**第4条** 前条第2項の申請をしようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（香川県・県内市町建設工事入札参加資格審査申請要領に基づく。）を市長が別に告示して定める受付期間および場所に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特に必要がないと認められたものについては、この限りでない。

- （1） 建設業許可証明書
- （2） 営業所一覧表
- （3） 工事経歴書
- （4） 直前の営業年度における納税証明書
- （5） 経営事項審査結果通知書（建設業法第27条の27第1項に規定するもの）の写し
- （6） 技術職員名簿
- （7） 委任状
- （8） 建設業労働災害防止協会加入証明書
- （9） 建設工事入札参加審査申請カード
- （10） その他必要と認める書類

（格付の承継）

**第5条** 第3条の格付を受けた者が死亡、廃業、営業譲渡、組織変更、合併等をしたときは、その者の実態を承継した者は、その承継の原因のあった日から30日以内に申請して、格付を受けることができる。

- 2 前項の格付には、第3条第3項および第4項の規定を準用する。

（参加資格）

**第6条** 第3条または前条の規定により入札参加資格者名簿に登載されたもの（以下「有資格業者」という。）は、別表に掲げる設計金額に応じて指名競争入札に参加する資格を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、審査委員会の審査を受けた有資格業者をもって、工事の種類に応じ指名競争入札に参加する資格を有するものとする。

- (1) 等級区分によらないで選定することが有利であると認められる場合
- (2) 地域性等特別の理由があると認められる場合
- (3) その他特別の理由があると認められる場合

(指名の原則)

**第7条** 契約担当者（契約規則第2条第3号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が指名競争入札に参加させようとする者を指名しようとするときは、指名競争入札に付そうとする工事の種類および設計金額に応じ前条第1項の資格を有する者のうちから指名しなければならない。この場合において、発注予定工事の設計金額に相応する最下位の等級または当該等級にその直近上位の等級を加えた2つの等級に該当する者の中から指名するものとする。ただし、審査委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 契約担当者が指名競争入札に参加させようとする者を指名しようとするときは、坂出市工事請負等審査委員会規程（昭和63年坂出市規程第7号）第2条第1項に基づき、審査委員会の意見を聴くものとする。

3 契約担当者は、災害等その他の理由により緊急の施工を必要とするときは、前2項の規定にかかわらず指名競争入札に参加させようとする者を指名することができる。

(有資格業者の区分)

**第8条** 指名競争入札において、有資格業者を次のように区分する。

- (1) 市内業者 本社または本店を市内に有する業者
- (2) 準市内業者 支店または営業所を市内に有する業者
- (3) 市外業者 市内業者、準市内業者以外の業者

(市内業者の指名基準)

**第9条** 市内業者について、以下の指名基準を設ける。

- (1) 資格審査基準日以降において、次の事項に該当する者は指名しない。
  - ア 市長が別に定める坂出市建設工事指名停止等措置に基づく指名停止中であること。
  - イ 坂出市発注の建設工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していると認められること。
    - (ア) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
    - (イ) 一括下請負、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約が不相当であることが明確であること。

ウ 警察当局から、市長に対し、暴力団が実質的に経営する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。

エ 市長が別に定める坂出市発注工事等に対する不当要求行為排除対策に違反することが確認されたとき。

(2) 資格審査基準日以降における経営状況について、電子交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は指名しない。

(3) 資格審査基準日以降における工事成績

ア 契約規則第33条に定める検査時における工事成績（以下「工事成績」という。）が継続的に悪い場合は、指名しない。

イ 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案して指名すること。

(4) 当該工事に対する地理的条件については、本社または本店の所在地および当該地域での工事について総合的に勘案して指名すること。

(5) 公平性を確保するため、直近において落札した業者については、手持ち工事の状況や当該工事を施工する能力、工期などを総合的に勘案し、指名を見送ることができる。なお、指名にあたり、直近において落札した工事の設計金額より発注工事の設計金額が著しく高い場合および指名を見送ることにより適切な指名業者数を確保することができないと認められる場合は、その限りでない。また、建設工事等の現場説明会または入札において事前の連絡も無く欠席した業者については、その理由を総合的に勘案し指名を見送ることができる。

(6) 当該工事についての技術的適性については、次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案して指名すること。

ア 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。

イ 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。

ウ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

エ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

(7) 資格審査基準日以降における安全管理の状況

ア 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに

対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適當であると認められるときは指名しないこと。

イ 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案して指名すること。

(8) 資格審査基準日以降における労働福祉の状況

ア 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適當であると認められるときは、指名しないこと。

イ 市発注工事について独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約をしているかどうかなど、労働福祉の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案して指名すること。

ウ 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況を総合的に勘案して指名すること。

(9) 複数の工種を持つ業者の選考については、経営事項審査結果通知書に記載のある平均完成工事高の上位2工種程度を選考することにより、公平性を確保することとする。

(10) 指名競争入札における指名業者数

ア 入札における指名業者数は設計金額に応じて以下のとおり設定するものとする。ただし、工事の種類によって業者数が少ない場合等は、この限りでない。

(ア) 200万円以上1,000万円未満

土木一式工事 5社以上 建築一式工事 5社以上

水道施設工事 5社以上 その他工事 5社以上

(イ) 1,000万円以上2,000万円未満

土木一式工事 7社以上 建築一式工事 6社以上

水道施設工事 6社以上 その他工事 6社以上

(ウ) 2,000万円以上3,000万円未満

土木一式工事 9社以上 建築一式工事 7社以上

水道施設工事 7社以上 その他工事 7社以上

(11) 指名競争入札における参加者資格基準は、総合点数および設計金額に応じて別表のとおり設定するものとする。

(12) その他市長が必要と認める事項

(資格審査基準日以前の状況)

**第10条** 資格審査基準日以降における状況に係る事項については、必要があると認めるときは、資格審査基準日以前の状況も勘案し当該状況を判断することができるものとする。

(準市内業者の指名基準)

**第11条** 市内業者のみでは指名が困難な場合においては、前2条の規定に加え、次に掲げる事項を総合的に勘案し、準市内業者を追加して指名を行うものとする。

- (1) 推進工法など高度な技術を要する建設工事の場合
- (2) 支店または営業所の所在地および当該地域における建設工事の場合
- (3) 発注する建設工事において、施工可能な市内業者が少ない場合
- (4) 災害時等において、同時期に同種の建設工事が重なった場合

(市外業者の指名基準)

**第12条** 市内業者、準市内業者のみでは指名が困難な場合においては、前3条に規定する事項を総合的に勘案し、市外業者を追加して指名を行うものとする。

(補則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

**付 則**

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

**付 則** (平成21年3月27日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**付 則** (平成22年3月31日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**付 則** (平成24年7月6日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (令和2年3月31日規則第21号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**付 則** (令和3年3月30日規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則** (令和3年3月30日規則第9号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則** (令和6年2月22日規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**付 則** (令和7年10月14日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年12月26日規則第58号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第6条関係）

土木一式工事	A	800点以上	500万円以上3,000万円未満
	B	700点以上800点未満	200万円以上3,000万円未満
	C	550点以上700点未満	2,000万円未満
	D	550点未満	500万円未満
建築一式工事	A	800点以上	500万円以上3,000万円未満
	B	700点以上800点未満	200万円以上3,000万円未満
	C	550点以上700点未満	2,000万円未満
	D	550点未満	500万円未満
水道施設工事	A	700点以上	200万円以上3,000万円未満
	B	550点以上700点未満	3,000万円未満
	C	550点未満	1,000万円未満
電気工事・管工事	A	700点以上	200万円以上3,000万円未満
	B	550点以上700点未満	1,500万円未満
	C	550点未満	500万円未満
舗装工事	A	700点以上	全金額
	B	700点未満	500万円未満